

## 新旧対照表（バンキングサービス）

### 改定する規定・約款

1. 銀行取引共通約款（銀行代理店用）
2. 普通預金約款（銀行代理店用）
3. 野村 Web ローン約款

### 新旧対照表

（次ページ以降参照）

「銀行取引共通約款（銀行代理店用）」新旧対照表

2025年5月7日改定

(下線部変更)

新	旧
<p><b>第19条の2 休眠預金等活用法に係る取扱い</b>  <u>バンキングサービスにより利用される預金の、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます）に関する取扱いについては、当社が別途定める休眠預金規定によるものとします。</u></p> <p>(削除)</p>	<p><b>第19条の2 休眠預金等活用法に係る最終異動日等</b>  <u>(1)バンキングサービスにより利用される預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます）における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</u>  <u>1. 当社ウェブサイトに掲げる異動が最後であった日</u>  <u>2. 将来における預金に係る債権の行使が期待できる事由として次項に定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待できる日として次項において定める日</u>  <u>3. 当社が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社が予め預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます）に限りません。</u>  <u>4. バンキングサービスにより利用される預金について、休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u>  <u>(2)第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待できる事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ当該各号に定める日とします。</u>  <u>1. 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）</u>  <u>2. 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合</u>  <u>当該事由が生じた期間の満期日</u>  <u>(a)異動事由（当社のウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます）</u>  <u>(b)当社が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます）に限りません。</u>  <u>3. 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、バンキングサービスにより利用される預金について支払が停止されたこと</u>  <u>当該支払停止が解除された日</u>  <u>4. バンキングサービスにより利用される預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます）の対象となったこと</u>  <u>当該手続きが完了した日</u>  <u>5. 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当社が入出金の予定を把握することができるものに限りません）</u>  <u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u>  <u>6. 本約款にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと</u>  <u>他の預金に係る最終異動日等</u></p> <p><b>第19条の3 休眠預金等代替金に関する取扱い</b>  <u>(略)</u></p>

「普通預金約款（銀行代理店用）」新旧対照表

2025年5月7日改定

(下線部変更)

新	旧
<p><b>第2条 預金の預入</b> (1) 普通預金口座への預入は、次の各方法のみによることとし、現金持参による預入等はお受けできません。</p> <p>1. <u>当社に開設されたお客様名義の他の口座からの振替による入金（定期預金等の解約金の預入を含みます）</u></p> <p>2. ～4. (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p><b>第2条 預金の預入</b> (1) 普通預金口座への預入は、次の各方法のみによることとし、現金持参による預入等はお受けできません。</p> <p>1. 当社に開設されたお客様ご自身の定期預金の解約金の預入</p> <p>2. ～4. (略)</p> <p>(2) (略)</p>

「《野村 Web ローン》約款」新旧対照表

2025年5月7日改定

(下線部変更)

新	旧
<p>(全体を章立てに変更)</p> <p><b>第一章 総則</b></p> <p><b>第二章 貸越</b></p> <p><b>第三章 担保その他の権利関係等</b></p> <p><b>第9条の2 外国証券担保及び野村ファンドラップ担保に係る特約</b></p> <p>(1) お客様は、お客様が野村証券に開設している外国証券取引口座に保護預りされている、または将来保護預りされる外国証券及びこれに付随関連して取得した資産にかかる担保の取扱いにつき、別紙1(外国証券担保にかかる特約)に定めた内容に同意し、当該担保の取扱いを当社に申込みことができるものとします。なお、別紙1に定めた内容と本ローン契約本文の定めが異なる場合には別紙1に定めた内容が優先して適用されるものとします。</p> <p>(2) お客様及び野村ファンドラップの運用資産を担保に供する担保権設定者は、当該担保権設定者と野村証券との野村ファンドラップ契約(野村ファンドラップ投資一任契約、野村SMA(エグゼクティブ・ラップ)投資一任契約)に基づく野村投資一任口座にて現に保有し、及び将来保有する口座資産にかかる担保の取扱いにつき、別紙2(野村ファンドラップ担保にかかる特約)に定めた内容に同意し、当該担保の取扱いを当社に申込みことができるものとします。なお、別紙2に定めた内容と本ローン契約本文の定めが異なる場合には別紙2に定めた内容が優先して適用されるものとします。</p> <p><b>第10条 担保充足率不足による担保権の実行</b></p> <p>(1) 保充足率とは、担保有価証券の評価額と第9条(14)または(15)にしたがって返済に充てられる予定の金額の合計額を貸越金残高合計で除した数値をいいます。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p><b>第四章 雑則</b></p> <p><b>附則</b></p> <p>(削除)</p> <p><b>第1条 反社会的勢力の排除</b></p> <p>(略)</p> <p><b>別紙1 外国証券担保にかかる特約</b></p> <p><b>第1条 外国証券担保に係る特約の適用範囲</b></p> <p>本特約は、《野村 Web ローン》約款(以下、「ローン約款」といいます)に基づいて締結された本ローン契約について、当社所定の基準により選定されている外国証券(以下、「本件外国証券」といいます)を担保に供する、次の各号に掲げる条件を満たすお客様にのみ適用されます。</p> <p>1. 本特約その他のお客様と当社が締結する契約の条項に違反していないこと。</p> <p>2. お客様と当社との銀行取引によって発生する、お客様に対する一切の金銭債権(将来発生するものを含み、以下、「ロー</p>	<p><b>目的(章立て新設)</b></p> <p>(章立て新設)</p> <p>(章立て新設)</p> <p>(新設)</p> <p><b>第10条 担保充足率不足による担保権の実行</b></p> <p>(1) 保充足率とは、担保有価証券の評価額と前条(14)または(15)にしたがって返済に充てられる予定の金額の合計額を貸越金残高合計で除した数値をいいます。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>(章立て新設)</p> <p><b>附則</b></p> <p><b>第1条 契約期間</b></p> <p>《野村 Web ローン》約款第2条(2)にかかわらず、平成24年7月17日に更新された本ローン契約の最初の契約期間については、当該契約の当初の契約成立日に応じ、平成25年1月15日以降順次第2条(2)に準じるものとします。従って、お客様の当初の契約成立日によっては、契約期間が最長約11か月間(最短で約6か月間)となる場合があります。</p> <p><b>第2条 反社会的勢力の排除</b></p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(別紙1新設に伴い、既存の「《野村 Web ローン》外国証券担保にかかる特約」は廃止)</p>

ン債権」といいます)を被担保債権として、第3条により、お客様が野村証券に開設している外国証券取引口座(以下、「本件口座」といいます)に保護預りされている、または将来保護預りされる本件外国証券およびこれに付随関連して取得した資産(あわせて、以下、「本件対象資産」といいます)に係る当社を権利者とする根担保権(以下、(i)本件口座内の本件外国証券に係る根質権および根譲渡担保権、(ii)本件対象資産に係るお客様の野村証券に対する現在および将来の一切の権利を対象とする根質権および根譲渡担保権、ならびに、当社が指定する担保権を含めて、「本件根担保権」と総称します)の設定が完了したことを当社が確認できたこと。  
3. お客様が、その他当社が定める基準を満たしていること。

## 第2条 本件根担保権の設定

(1)お客様は、当社所定の様式により、本件対象資産について当社を権利者とする本件根担保権の設定を申込むものとします(本件対象資産のうち、お客様の指定に従い本件口座にて保有する本件外国証券を、以下、「担保証券」といいます)。お客様は、上記申込みにあたり、当社所定の様式にて、(i)担保証券の銘柄および数量を明示すること、または、(ii)担保証券の銘柄およびこれを保有する本件口座を明示することをもって、担保証券および本件対象資産を特定するものとします。

(2)当社が、所定の審査のうえ、前項の申込みを承諾する場合、本件根担保権が設定されるものとし、(i)お客様は担保証券について野村証券に対する当社の根担保権に係る占有移転の指図を行ったものとして取扱い、また、(ii)野村証券が定める「野村の証券取引約款」の定めに基づきお客様が野村証券に対して有する本件対象資産に関する一切の権利(現在および将来有する担保証券に係る権利を含みます。)は、当社の本件根担保権の対象として当社に譲渡され、当該譲渡について野村証券から確定日付のある証書による承諾を得るものとし、お客様はこれに異議なく同意するものとします。

(3)お客様が第1項(ii)に従い担保証券の銘柄および本件口座を指定する申込みを行う場合は、お客様が本件口座において将来取得する同一銘柄の本件外国証券についても、追加申込みなど何らの手続きを行うことなく、本件根担保権に係る第1項の申込みがなされたものとして取り扱われるものとし、お客様はこれに異議なく同意するものとします。

(4)当社所定の審査の結果、当社が本件根担保権の設定に係る申込みを承諾しない場合があることについて、お客様はあらかじめ同意するものとします。

(5)本件根担保権の設定にかかわらず、当社は担保設定者であるお客様に対し、第6条に定める本件根担保権の実行までの間、お客様が野村証券に対し、「野村の証券取引約款」の定めに基づき担保証券発行会社の株主総会に係る議決権行使の指図を行うこと、担保証券発行会社の組織再編や担保証券に対する公開買付けその他のコーポレート・アクションについてお客様が自ら意思決定および手続参加等の権利行使を行うこと、ならびに、本件口座において担保証券の配当その他コーポレート・アクション対象取引の対価等として受領する資産を本件口座において受領および保管することを認め、お客様は当該資産が本件対象資産に含まれることに同意するものとします。

(6)お客様は、当社が前5項に定める担保権設定以外の方法による担保権の設定が必要と判断した場合、当該担保権の設定に必要な一切の方法を当社が行うことについてあらかじめ同意し、授権するものとします。

## 第3条 担保評価額の通知

前条に基づく本件根担保権の設定が完了し、本特約が適用される場合、当社は、ローン約款第9条および当社所定の為替レートに基づき担保有価証券の評価額を算出し、同条(7)に基づき担保有価証券の評価額を見直すものとします。

なお、担保証券の評価額に用いる基準時価、評価のための掛目および為替レートについては、ローン約款第9条(5)の定めにかかわらず、当社所定の時期に評価または変更し、インターネットバンキングの利用画面への掲示以外の方法によりお客様に通知することができるものとします。

**第4条 本件根担保権の解除**

お客様は、担保証券に対する本件根担保権の解除を希望する場合、当社所定の様式により、当該解除を申込みものとします。なお、当社所定の審査の結果、当社が当該解除の申込みを承諾しない場合があることについて、お客様はあらかじめ同意するものとします。

**第5条 本特約に係る譲渡制限等**

(1)お客様は、当社の事前の承諾なく、担保証券および本件対象資産に係るあらゆる権利（債権を含みますがこれに限られません。）について、第三者に譲渡その他の処分をすることができないものとします。当社は、かかる処分によりローン約款第10条に定める担保充足率が100%を下回る可能性があると認めるときは、本項に基づく承諾の条件として、お客様に対し、当社指定の期日までに債務の全部もしくは一部の返済または追加担保の差入れを行うよう求めることができるものとします。

(2)お客様は、前項のほか、本特約に基づき当社を権利者として設定する本件根担保権以外に、担保証券および本件対象資産を質権、譲渡担保権その他の担保に供しまたは処分することができないものとします。

**第6条 本件根担保権の実行**

(1)ローン約款第11条に基づきお客様がローン債権に係る期限の利益を喪失したときは、当社は、お客様に事前に通知することなく、本件根担保権を実行し、当社の裁量により、いつでも（i）担保証券および本件対象資産を処分し、または（ii）担保証券に係る償還金、利息、剰余金の配当、清算金の分配等その他一切の本件対象資産を受領し、その取得金または受領金をもってローン債権の元金金その他費用、損害金に充当することができるものとします。また、当社は、これらの方法によるほか、（iii）ローン債権の元金金その他費用、損害金の弁済に代えて、担保証券を評価のうえ、これを自ら取得することができるものとします。

(2)当社は、前項に定める担保証券および本件対象資産の処分（換価処分手続きを含みますがこれに限られません。）等に要する一切の手続きを行うことができるものとします。

(3)前2項に基づき担保証券および本件対象資産の処分等を行うにあたり、処分等の時期、方法および価格については、お客様は当社に対して一任するものとします。当該処分等または担保証券に係る剰余金の配当等の受領に要する書類または未清算の費用等を当社が請求した場合には、お客様が速やかにこれを差し出すことについて、お客様はあらかじめ同意するものとします。

**第7条 本特約に係る費用**

本特約に基づく本件根担保権の設定（確定日付取得費用を含みますが、これに限られません。）、解除および処分等、本件根担保権に係る一切の手続きに要する費用（「野村の証券取引約款」に基づき発生する費用を含みます。）はお客様が負担するものとします。

**第8条 本特約に係る通知**

当社は、ローン約款第1条(6)の定めにかかわらず、本特約に基づくお客様への通知等をインターネットバンキングの利用画面への掲示以外の当社所定の方法によりすることができるものとします。なお、お客様が当社に届け出た宛先に行った通知、報告、連絡等が、お客様の移転、不在その他お客様の事情によって延着し、または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものととして取扱うものとし、それらによってお客様に生じた損害について当社はその責を負わないことについて、お客様はあらかじめ同意するものとします。

**第9条 本特約の終了**

本特約に定める内容は、第6条に基づき本件根担保権が実行され、本件対象資産の全てが処分等され当社の債権の取り立

て等が全て完了したときに終了するものとします。

#### 第10条 本特約に係る雑則

(1) 当社がローン債権に関し、他の担保権を有し、または保証契約の設定を受けている場合、かかる他の担保権または保証の効力は、本件根担保権によって影響を受けることはないものとします。

(2) 当社が、本件根担保権に関して、税務当局等の公的機関に対する提出書類作成その他必要な対応を求めたときは、お客様はこれに協力するものとします。

(3) 本特約の一部条項が法令変更等当社の責によらない事由により無効、違法または執行不能となった場合においてもその他の条項の有効性、合法性および執行可能性はいかなる意味においても損なわれることなく、また、影響を受けないものとします。

(4) お客様は、法令変更等当社の責によらない事由により、本件根担保権の全部または一部が消滅し、もしくは無効となったときは、直ちに、債務の全部または一部の弁済もしくは、それと同価値を有する当社が認める他の有価証券の追加担保差入れなど、当社が必要と認める一切の手続きを行うものとします。

(5) お客様の本件根担保権の設定および解除等にあって、当社がインターネットバンキングの利用画面を通じて申込みを受けた場合、ログイン時及び各種サービス利用時に入力されたパスワード等と、あらかじめ届出られたまたは当社もしくは野村証券が発行し、もしくはスマートフォン等のアプリで生成されたパスワード等とを照合し、一致を確認した上で取り扱ったときは、当社は生じた損害の責を負わないものとします。

また、所定の書類によって当該申込みを受けた場合、書類に押捺された印影を、当社がお客様の届け出た印鑑に、相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、当社は生じた損害の責を負わないものとします。

#### 第11条 本特約の申込み受付の終了

当社は、当社の都合により本特約の適用に係る申込みの受付を終了することができるものとし、当社が本特約の適用に係る申込みの受付を終了する場合には、インターネットバンキングの利用画面への掲示の方法で通知するものとします。

以上

#### 別紙2 野村ファンドラップ担保に係る特約

##### 第1条 野村ファンドラップ担保に係る特約の適用範囲

本特約は、《野村 Web ローン》約款（以下、「ローン約款」といいます。）に基づいて締結された本ローン契約について、次条に定義する野村ファンドラップの運用資産を担保に供するお客様にのみ適用されます。

##### 第2条 本特約に係る定義

本特約において、次の各用語の意義は当該各号に定めるところによるものとします。

###### 1) 野村ファンドラップ

野村証券が定める「野村の証券取引約款」に基づいて開設された一任口座（以下、本章において「野村投資一任口座」といいます。）において、お客様と野村証券との間で締結されている野村ファンドラップ投資一任契約書もしくは野村 SMA（エグゼクティブ・ラップ）投資一任契約書（以下、本章において総称して「野村ファンドラップ契約」といいます。）に基づいて行う、お客様の資産の投資一任運用のことをいいます。

###### 2) 口座資産

野村ファンドラップの対象となっている資産（前号に定める野村投資一任口座において野村ファンドラップ契約に基づき、現在保護預りされている、及び将来保護預りされるすべての資産）をいいます。

###### 3) 野村ファンドラップ専用投資信託

（新設）

（別紙2 新設に伴い、既存の「《野村 Web ローン》野村ファンドラップ担保特約」は廃止）

野村ファンドラップ契約に基づき、専ら野村投資一任口座において利用されることを目的として用意された投資信託をいいます。

### 第3条 本特約の適用

本特約に基づき、口座資産のうち有価証券は第10条の担保適格有価証券と同様に取扱われるものとします。なお、本特約が適用されるお客様については、本特約の適用について、本章の定めと本章以外の定めが異なる事項については本章の定めが優先するものとします。

### 第4条 本特約の申込み

(1)お客様は、当社所定の様式により、(i)野村投資一任口座にて現在及び将来有する口座資産のうち振替有価証券(マネーリザーブファンドを含みます。)に対して、当社を担保権者とする根質権(以下、本章において「本件根質権」といいます。)を法律上必要となる第三者対抗要件を備える方法で包括的に設定すること、ならびに、(ii)野村証券に対する口座資産のすべてにかかる解約・買取・中途換金(以下、本章において総称して「解約等」といいます。)請求権、解約等によりお客様が野村証券に対して現在及び将来有することとなる解約代金に係る支払請求権(以下、「解約等代金支払請求権」といいます。)、及び解約等代金支払請求権を含む預り金引出請求権(以下、「預り金引出請求権」といいます。)、その他の野村証券が定める「野村の証券取引約款」、野村ファンドラップ契約、及びその関連規程に基づき、お客様が野村証券に対して現在及び将来有する一切の債権(以下、総称して「本件譲渡債権」といいます。)に対して、当社を担保権者とする譲渡担保権(以下、「本件譲渡担保権」といい、「本件根質権」と「本件譲渡担保権」を総称して、「本件根質権等」といいます。)を法律上必要となる第三者対抗要件を備える方法で包括的に設定することを申し込むものとします。

(2)当社は、前項の申込み(以下、「本申込み」といいます。)にあたり、当社所定の審査の結果、本申込みをお受けできないことがあります。

(3)お客様は、本申込みにあたり、当社所定の様式にて、野村投資一任口座を明示することをもって、本件根質権等の担保対象である現在及び将来の口座資産のうち振替有価証券ならびに本件譲渡債権の発生根拠となる契約及びその契約内容を特定するものとして取り扱われることに同意します。また、お客様は、本申込みにより野村証券に対して譲渡禁止特約の付された債権の譲渡に係る承諾を求めるものとし、当該承諾が得られない場合には、前項に基づき、当社が本申込みを謝絶することについて異議なく同意するものとします。

(4)お客様は、本申込みを行ったうちは、以後、野村ファンドラップ契約に基づく投資計画の変更(契約金額の増額を含みます。)、資産配分金額の調整その他の事由により新たな口座資産の取得がなされた場合でも、追加申込みなど何らの手続きを行うことなく、自動的に口座資産のうち振替有価証券及び本件譲渡債権にかかる本申込みがなされたものとして取り扱われるものとし、お客様はこれに異議なく同意するものとします。

### 第5条 本特約に係る被担保債権

本特約によって設定される本件根質権等により担保される債権は、お客様と当社との銀行取引によって発生する、お客様に対する一切の金銭債権(将来発生するものを含み、以下、「ローン債権」といいます。)とします。

### 第6条 本件根質権等の設定

(1)本件根質権等の設定にあたっては、ローン約款第10条(2)に定める振替有価証券については同項ならびに同条(3)の定めに従い根質権を設定するとともに、本件譲渡債権を行使する権利を当社に対して譲渡する方法により設定するものとします。

(2)お客様が本申込みを行った以降に、野村ファンドラップ契約に基づく野村投資一任口座にて新たに取得した口座資産のうち振替有価証券にかかる本件根質権の設定は、第4条(4)の定めに従い、お客様より都度の担保設定の手続きを経

ることなく、ローン約款第 10 条(2)ならびに同条(3)の定めに従い根質権を設定するものとします。

(3)お客様が本申込みを行った以降に、野村投資一任口座にて新たに取得した口座資産にかかる本件譲渡債権の当社への譲渡担保提供に関しても、第 4 条(4)の定めに従い、お客様より都度の担保設定の手続きを経ることなく、当然に当社が取得し、第 5 項に定める野村証券に対する担保権設定の承諾を依頼する対象とすることについて、お客様は異議なく同意するものとします。

(4)お客様は、第 4 条に定める本件根質権等の設定がなされた後、当社または野村証券が必要と認めた場合、当社が野村証券に対して本件譲渡債権を行使するに際し必要となる一切の書類を当社に提供するものとします。

(5)お客様は、本件根質権等の設定にあたり、野村証券に対し当社所定の様式による担保権設定承諾依頼書兼承諾書への承諾の捺印を受け、公証人による確定日付を付したうえで、これを当社に差し入れるものとします。

(6)お客様は、本申込みにあたり、本件根質権等を阻害するいかなる契約その他の原因が現に存在せず、今後とも存在しないことを保証するものとします。

(7)お客様は、本件根質権等の設定につき、ローン約款第 10 条(9)及び(19)の定めにかかわらず、野村証券のオンラインサービス上のお客様の保護預かり口座では担保である旨の表示がなされないことについて同意するものとします。

#### 第 7 条 本件根質権等の実行

(1)当社はローン債権の弁済期が到来したとき、またはお客様がローン約款第 12 条に定める期限の利益を喪失したときは、法定の手続きによらず、当社が適当と認める方法、時期、価格、順序等により、本件根質権等を行使し、本件譲渡債権を取り立て、もしくは第三者に売却することができるものとします。

(2)前項に定める取立てまたは売却がなされたときは、当社は、その取立てまたは売却にかかる代金から公租公課その他の諸経費を差し引いた残額を、法定の順序にかかわらず、当社が適当と認める順序、方法により、ローン債権の全部または一部に充当することができるものとします。

(3)前項に定める充当後に残余の金銭が生じた場合には、当社はお客様に対し、これを清算金として返還するものとします。ただし、当該清算金には利息その他の金銭を付さないものとします。

#### 第 8 条 野村ファンドラップ契約解約時の特則

お客様に相続の開始があり、またはその他の事由により、お客様名義の野村ファンドラップ契約が終了した場合、当社は、本件根質権等に基づき、口座資産の換価代金等（当該換価代金によって取得されたマネーリザーブファンドを含みます。）を、法定の手続きによらず、当社が適当と認める順序、方法により、ローン債権の全部または一部に充当することができるものとします。

#### 第 9 条 本件根質権等の解除

(1)お客様は本件根質権等の一部のみについて解除をすることができないものとします。なお、お客様は本件根質権等の解除に足る追加担保もしくは代り担保を提供する、または債務の全部もしくは一部を弁済するなどの方法により、当社が認めた場合にのみ本件根質権等の解除をすることができるものとします。

(2)前項の定めにかかわらず、本ローン契約の定め（担保充足率の維持を含みます。）に違反しない限りにおいて、当社は、お客様が本件譲渡債権の全部または一部を直接野村証券に対して行使することを認めるものとします（野村証券のお客様に対する、口座資産にかかる収益分配金の支払いを含みます。）。なお、当該行使に要する費用はすべてお客様が負担するものとします。

(3)お客様は、前項の定めに基づき本件譲渡債権の全部または一部を野村証券に対して直接行使する場合であって、当社が必要と認めたときには、野村証券から受領する金銭について、当社に開設するお客様名義の銀行預金口座を振込先口座

として指定、変更する旨の届出を野村証券に対して行わなければならないものとします。

(4)本約款に基づく被担保債権の弁済期が到来したとき、またはお客様が期限の利益を喪失したときは、それと同時に、何らの通知を要せず、お客様の野村証券に対する本件譲渡債権の直接の行使権限は消滅するものとします。この場合、当社は野村証券に対して野村投資一任口座に係る振込指定口座を当社に開設されているお客様名義の普通預金口座に変更する旨指図できるものとし、お客様は異議なくこれを承諾するものとします。

(5)お客様は、前項の定めにより本件譲渡債権の野村証券に対する行使権限が消滅したにもかかわらず、本件譲渡債権について野村証券から支払いを受けた場合には、当社に対して直ちに受領した金銭の全額を支払わなければならないものとします。

#### 第10条 野村ファンドラップ契約に係る投資計画の変更

(1)お客様は、本ローン契約の定め(担保充足率の維持を含みます。)に違反しない限りにおいて、野村ファンドラップ契約に定める投資計画の変更(但し、契約金額の減額を除きます。)を、当社の事前の承諾なく、野村ファンドラップ契約の定めに従い野村証券に対して行うことができるものとします。この場合、当社が必要と認めて提出を要請したときは、野村ファンドラップ契約に定める当該投資計画の変更に関する提案書もしくは変更覚書を当社に提出しなければならないものとします。

(2)お客様は、本ローン契約の定め(担保充足率の維持を含みます。)に違反しない限りにおいて、野村ファンドラップ契約に定める投資計画の変更(契約金額の減額に限ります。)を行うとする場合には、野村証券に提出する変更申込書(「野村ファンドラップ変更申込書」もしくは「野村 SMA (エグゼクティブ・ラップ) 変更申込書」)の写しを当社に提出し、当社の事前の承諾を得たうえで、野村証券から提出される当該投資計画の変更に関する提案書の内容に同意または合意しなければならないものとします。この場合、当社は本ローン契約の定め(担保充足率の維持を含みます。)に違反するおそれがあると認めた場合には、投資計画の変更適用日までに、追加担保もしくは代り担保の提供、または債務の全部もしくは一部の弁済をなすことを条件として当該投資計画の変更を承諾することについて、お客様はあらかじめ同意するものとします。

#### 第11条 担保評価額の通知

第3条に基づく本件根質権等の設定が完了し、本特約が適用される場合には、当社は、ローン約款第10条(5)及び(7)に基づき本特約に基づく口座資産の評価額を見直すものとします。この場合、当社は本特約に基づく担保債権の評価額については、口座資産の時価総額に対して、評価のための掛目を乗じて算出するものとします。

なお、口座資産の評価額に用いる基準時価及び評価のための掛目については、ローン約款第10条(5)の定めにかかわらず、当社所定の時期に評価または変更し、インターネットバンキングの利用画面への掲示以外の方法によりお客様に通知することができるものとします。

#### 第12条 本特約に係る譲渡制限等

(1)お客様は、当社の事前の承諾なく、口座資産ならびに本件譲渡債権及び本件譲渡債権にかかる債権者としての地位について第三者に譲渡することができないものとします。

(2)お客様は、前項のほか、本特約に基づき当社を権利者として設定する本件根質権等以外に、口座資産及び本件譲渡債権を質権、譲渡担保権、その他の担保に供することができないものとします。

#### 第13条 本特約に係る費用

本特約に基づき本件根質権等の設定(対抗要件具備その他本件根質権等の管理にかかる費用を含みます。)、解除及び実行にかかる費用その他本特約に基づく取引にかかる費用、ならびに本件根質権等の解除前になされた野村ファンドラップ

契約に基づく債権にかかる手続きに要する費用はお客様が負担するものとします。

#### 第14条 本特約に駆るお客様からの通知

お客様は、当社に対し、以下の事由が生じたときは、直ちにその旨を通知しなければならないものとします。

1. 口座資産または本件譲渡債権につき第三者が帰属その他の行使を阻害するような権利主張をしたとき
2. 口座資産または本件譲渡債権につき第三者が仮差押、仮処分もしくは強制執行の申立てを行い、または滞納処分による差押えがなされたとき
3. 口座資産または本件譲渡債権の発生原因である契約関係について、無効、取消、解除その他の終了のおそれがあるとき（野村ファンドラップ契約に基づき、野村証券から、当該野村ファンドラップ契約の解約決定に係る通知等を受領したときを含みます。）
4. お客様が本約款または野村証券が定める「野村の証券取引約款」もしくは野村ファンドラップ契約の各条項に違反する行為を行ったとき

#### 第15条 本特約に係る当社からの通知方法

当社は、ローン約款第2条(6)の定めにかかわらず、本特約に基づくお客様への通知等をインターネットバンキングの利用画面への掲示以外の当社所定の方法によりすることができるとします。なお、お客様が当社に届け出た宛先に行った通知、報告、連絡等が、お客様の移転、不在その他のお客様の事情によって延着し、または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものと取り扱うものとし、それらによってお客様に生じた損害について当社はその責を負わないことについて、お客様はあらかじめ同意するものとします。

#### 第16条 本特約の終了

本特約は、以下のいずれかの場合に終了するものとします。但し、本特約の終了後も、本特約に基づき設定された本件根質権等の効力には影響が及ばないものとする。

1. 第4条に基づき本件根質権等が全て実行され、口座資産及び本件譲渡債権に関する換価処分、取立て等が全て完了したとき
2. 野村ファンドラップ契約が終了したとき

#### 第17条 本特約に係る誓約事項

(1)お客様は、本特約に定める本件根質権等の解除がなされるまでの期間、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下の行為を行わないものとします。

1. 野村ファンドラップ契約を解約する行為
2. 野村ファンドラップ契約に規定される契約条件を野村証券との間で変更する旨の合意をすること

(2)本特約に基づく本件根質権等の設定により、当社は野村ファンドラップ契約に基づく債権にかかる何らの債務を引き受けるものではなく、お客様は野村ファンドラップ契約のほか「野村の証券取引約款」の各条項を遵守するものとします。

#### 第18条 本特約に係る雑則

(1)当社がローン債権に関し、他の担保権を有し、または保証契約の設定を受けている場合、かかる他の担保権または保証の効力は、本特約の適用、または本件根質権等の設定によって影響を受けることはないものとします。また、お客様は当社が当社の都合により他の担保権または保証を変更または解除しても本特約に基づく義務の免責を主張しないものとします。

(2)本特約の一部条項が法令変更等当社の責によらない事由により無効、違法または執行不能となった場合においても、その他の条項の有効性、合法性及び執行可能性はいかなる意味においても損なわれることなく、また、影響を受けないものとします。

(3)お客様は、法令変更等当社の責によらない事由により、本

新	旧
<p><u>件根質権等の全部または一部が消滅し、もしくは無効となったときは、直ちに、債務の全部または一部の弁済、もしくは、それと同価値を有する当社が認める他の有価証券の追加担保差入れなど、当社が必要と認める一切の手続きを行うもの</u><u>とします。</u></p> <p><u>(4) お客様の本件根質権当の設定および解除、ならびに本件譲渡債権に係る手続き等にあたって、当社がインターネットバンキングの利用画面を通じて申込みを受けた場合、ログイン時及び各種サービス利用時に入力されたパスワード等と、あらかじめ届出られたまたは当社もしくは野村証券が発行し、もしくはスマートフォン等のアプリで生成されたパスワード等を照合し、一致を確認した上で取り扱ったときは、</u><u>当社は生じた損害の責を負わないものとします。</u></p> <p><u>また、所定の書類によって当該申込みを受けた場合、書類に押捺された印影を、当社がお客様の届け出た印鑑に、相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、</u><u>当社は生じた損害の責を負わないものとします。</u></p> <p><b>第 19 条 本特約の申込み受付の終了</b></p> <p><u>当社は、当社の都合により本特約の適用にかかる申込みの受付を停止または終了することができるものとし、当社が本特約の適用にかかる申込みの受付を停止または終了する場合には、インターネットバンキングの利用画面への掲示の方法で通知するものとします。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>以上</u></p>	